

令和元年 12 月 17 日
新 潟 地 方 気 象 台

新潟県における大雨警報・注意報の暫定基準の変更について

山形県沖の地震により通常の 7 割に引き下げた暫定基準で運用してきた新潟県村上市の大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を、令和元年 12 月 24 日 14 時から 8 割に引き上げて運用します。

令和元年 6 月 18 日に発生した山形県沖の地震により、新潟県村上市で震度 6 強を観測しました。

村上市では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常の 7 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害のとの関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしています。

今般、通常の 7 割に引き下げた暫定基準で運用してきた土砂災害警戒情報の発表基準を、令和元年 12 月 24 日から通常の 8 割に引き上げて運用することに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（土砂災害警戒判定メッシュ情報）※についても、通常の 8 割に引き上げた暫定基準による判定結果となります。引き続き避難対象地域の絞込みにご活用ください。

記

1. 暫定基準を通常の 7 割から 8 割に変更する日時

令和元年 12 月 24 日 14 時

2. 暫定基準を通常の 7 割から 8 割に変更する市町村（別紙に図示）

村上市

※気象庁の「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（土砂災害警戒判定メッシュ情報）は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

気象庁：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：新潟地方気象台 担当 杉田・齋藤

電話 025-281-5872 FAX 025-281-5862

大雨警報・注意報の暫定基準を通常の８割に変更する市町村



暫定基準（７割）から暫定基準（８割）に引き上げる市町村